

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、三郷町長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和七年八月一日

奈良県知事 山下 真

- 一 測量の目的 公共測量（三D都市モデル作成）
- 二 測量の地域 生駒郡三郷町全域
- 三 測量の期間 令和七年六月四日から令和八年三月五日まで